（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第二条　発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取扱者以外の者に対する危険防止措置） **第三条**　［略］ 2　発電用風力設備が小規模発電設備である場合には、前項の規定は、同項中「風力発電所」とあるのは「発電用風力設備」と、「当該者が容易に」とあるのは「当該者が容易に風車に」と読み替えて適用するものとする。 （風車の安全な状態の確保） **第五条**　［略］ 2　発電用風力設備が小規模発電設備である場合には、前項の規定は、同項中「安全かつ自動的に停止するような措置」とあるのは「安全な状態を確保するような措置」と読み替えて適用するものとする。 3　［略］	（取扱者以外の者に対する危険防止措置） **第三条**　［略］ 2　発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「風力発電所」とあるのは「発電用風力設備」と、「当該者が容易に」とあるのは「当該者が容易に風車に」と読み替えて適用するものとする。 （風車の安全な状態の確保） **第五条**　［略］ 2　発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「安全かつ自動的に停止するような措置」とあるのは「安全な状態を確保するような措置」と読み替えて適用するものとする。 3　［略］
（風車を支持する工作物） **第七条**　［略］ 2　発電用風力設備が小規模発電設備である場合には、風車を支持する工作物に取扱者以外の者が容易に登ることができないように適切な措置を講じること。 （公害等の防止） **第八条**　［略］ 2　発電用風力設備が小規模発電設備である場合には、前項の規定は、同項中「第十九条第十一項及び第十三項」とあるのは「第十九条第十三項」と、「風力発電所に設置する発電用風力設備」とあるのは「発電用風力設備」と読み替えて適用するものとする。 備考　表中の［　］は注記である。	（風車を支持する工作物） **第七条**　［略］ 2　発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、風車を支持する工作物に取扱者以外の者が容易に登ることができないように適切な措置を講じること。 （公害等の防止） **第八条**　［略］ 2　発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「第十九条第十一項及び第十三項」とあるのは「第十九条第十三項」と、「風力発電所に設置する発電用風力設備」とあるのは「発電用風力設備」と読み替えて適用するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令第三条の二の規定は、この省令の施行の際現に太陽電池発電設備を設置し、その使用を開始している者の当該使用を開始している太陽電池発電設備については、適用しない。

○経済産業省・国土交通省・環境省令第三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）を実施するため、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省
国土交通省令第一号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「様式第二十三」を「同条第一項の規定による立入検査にあっては様式第二十、同条第二項の規定による立入検査にあっては様式第二十三」に改める。